

給水装置工事設計施工基準

1章 総 則

1・1 目 的

本基準は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、座間市水道事業給水条例（昭和 36 年条例第 21 号。以下「条例」という。）及び同管理規程（以下「管理規程」という。）に基づき施行する給水装置工事について必要な事項を定め、給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。

<解 説>

給水装置工事設計・施工基準（以下「基準」という。）は、配水管・給水本管からの分岐以降水道メーター（以下「メーター」という。）までの給水装置に係る材料、工法、工期その他の工事上の条件に関する指定事項、給水装置工事に係る図書を作成及び手続き等に関する事項、給水装置工事の計画から設計・施工に必要な基準、さらに標準的な情報を提供することにより、給水装置工事が適正かつ円滑に行われることを目的とする。

なお、当基準は、以下の文献、座間市水道条例等の関連法規及び要綱・要領等を基に作成している。

- ・（改訂）給水装置工事技術指針：公益財団法人 給水装置工事技術振興財団
- ・水道施設設計施工指針：公益社団法人 日本水道協会
- ・空気調和・衛生工学便覧：公益社団法人 空気調和・衛生工学会
- ・水道法、座間市水道事業給水条例・座間市水道事業給水条例管理規程等の関係法令

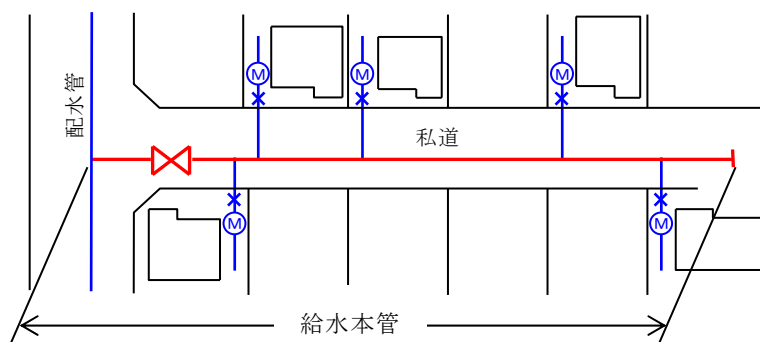
1・2 用語の定義

この基準において、用いられる主な用語の定義は、次のとおりである。

- 1 管理者とは、座間市公営企業管理者をいう。
- 2 指定給水装置工事事業者（以下「施工者」という。）とは、水道法第16条の2第1項により管理者の指定を受けた給水装置工事事業者をいう。
- 3 主任技術者とは、厚生労働大臣から給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者をいう。
- 4 申込者とは、給水装置工事の申込み名義人をいう。
- 5 配水管とは、管理者が必要者に水を供給するために公道に布設した水道管をいう。
- 6 給水本管とは、需要者が私道内に布設した水道管であって、さらに分岐可能な管をいう。
- 7 給水装置とは、需要者に水を供給するために管理者の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 8 道路とは、公道及び私道をいう。
- 9 公道とは、道路法（昭和27年法律180号）第3章第1節に規定する道路管理者が管理する道路をいう。
- 10 私道とは、公道以外のもので、道路管理者に移管される見込みのある道路、住宅等の団地内道路等を含むものとする。
- 11 貯水槽以下設備とは、貯水槽以下の給水設備をいう。

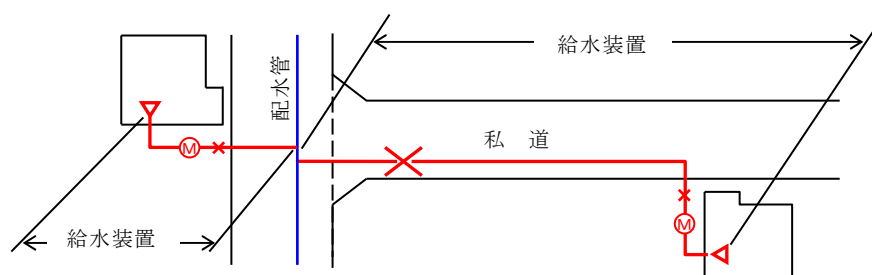
< 解説 >

6 給水本管



7 給水装置

(1) 給水装置（市の所有に属さないもの）



1・3 給水装置の所有者

- 1 給水装置は、申込者又は前所有者から所有権の移転を受けた者の所有とする。
- 2 給水装置の一部として設置する水道メーターは管理者が所有する。
- 3 配水管又は給水本管の1か所から分岐して設置する給水装置は1使用者、1使用場所を原則とする。

<解説>

- 1 給水装置の所有は、申込者となることから、給水装置工事に要する費用は、管理者が特に必要があると認めた場合を除き、申込者が負担する。また、申込者は十分な注意をもって給水装置を管理しなければならない。
- 2 水道メーターは需要者の使用水量を適正に計量し水道料金の算定基礎となるため、管理者が所有する水道メーターを設置する。

1・4 給水装置工事の種別

給水装置工事の定義は、給水装置の設置又は変更の工事とされている。これは次に掲げる工事のすべてが含まれる。

- 1 新設工事とは、新たに給水装置を設置する工事をいう。
- 2 改造工事とは、給水管の増径・減径、管種変更、給水栓の増設等、給水装置の原形を変える工事をいう。
- 3 撤去工事とは、給水装置を配水管、給水本管又は他の給水装置の分岐部から取外す工事をいう。
- 4 修繕工事とは、水道法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める軽微な変更を除くもので、給水装置の原形を変えないで給水管・給水栓等を修理する工事をいう。

<解説>

1 新設工事の特例

給水装置工事申込者が、自己住居を目的に建築する際に、本来の手続きによらず、手続きを簡素化させるため新設工事として取扱う工事を(新)工事という。

(新)工事は、申込者が自己の住居の用に供するために建築する専用住宅の給水装置工事を行う場合で、水道メーターを新設し、一時工事用として使用するためと、建築工事完成後も引き続き生活用水として使用するための改造工事とを同一の施工者が行い、1度の申請により自己住居の完成検査までを行う工事をいう。

2 改造工事

- (1) 分岐口径及びメーター口径の双方又はいずれか一方を変更する工事
- (2) 分岐か所、配管位置、水栓位置、管口径若しくは管種を変更する工事又は既設管を替える工事

(3) 既設の給水装置に接続してさらに水栓を増す工事又はメーター下流側の一部を撤去する工事

(4) 改造工事の特例

○改工事とは、申込者が自己の住居の用に供するために建築する専用住宅の給水装置工事を行う場合で、一時工事用として使用するためと、建築工事完成後も引き続き生活用水として使用するための改造工事とを同一の施工者が行い、1度の申請により自己住居の完成検査までを行う工事をいう。

なお、休止中の給水装置を自己の居住する住宅の家事用に増径する場合は、○改として取扱うこととし、使用開始時に増径後の改造工事を同時に申し込み、改造後のメーターを取付ける。

3 撤去工事

(1) すべて撤去

使用されなくなった給水装置は、分岐用給水用具（サドル付分水栓等）にて元止めすると共に、原則公道内の給水管の撤去を行う。

(2) 取出し管を残す撤去《取出し管とは、給水装置のうち、分岐部から給水を行う敷地内までの管》

後日使用予定が明らかな場合に限り、既設の取出し管を敷地内プラグ止めとすることができる。

4 修繕工事として取扱う工事

(1) 同口径のもので、延長5m未満の取替え及び切り回し工事

(2) メーター前後にメーターバルブ等を設置する工事

(3) 5m未満のメーターの移設工事

(4) 同口径の種類異なる水栓類の取替え工事

1・5 工事費・手数料・水道利用加入金・工事負担金

給水装置工事申込みに際して必要な費用には、次のものがある。

1 工事費	給水条例第16条
2 手数料	給水条例第46条の(3)
3 水道利用加入金	給水条例第47条の2・47条の3
4 工事負担金	給水条例第48条

<解説>

1 工事費

本市において施工する給水装置工事の費用であり、申込者は工事費を負担しなければな

らない。工事費は、材料費、労力費、道路復旧費、諸経費、事務監督費の合計額とし、本市に前納するものとする。

2 手数料（設計審査及び完成検査の手数料）

手数料の額は、次表のメーター区分に応じた金額とし、給水装置工事の着手までに納付しなければならない。

給水装置工事の種別	メーターの口径	金額	備考
新設及び止水栓上流部を含む改造	13 ミリメートル	12,000 円	
	20 ミリメートル	20,000 円	
	25 ミリメートル	32,000 円	
	40 ミリメートル	64,000 円	
	50 ミリメートル	96,000 円	
	75 ミリメートル以上のもの	管理者が別に定める額	
止水栓下流側の改造	13 ミリメートル	6,000 円	
	20 ミリメートル	10,000 円	
	25 ミリメートル	16,000 円	
	40 ミリメートル	32,000 円	
	50 ミリメートル	48,000 円	
	75 ミリメートル以上のもの	管理者が別に定める額	
1 栓のみの改造		3,000 円	一時用改造含む
各戸取出し		20,000 円	

※ 75mm 以上のメーターを設置する場合等は、その都度協議する。

3 水道利用加入金

(1) 給水装置の新設工事を行う場合は、次表のメーター区分に応じた金額に消費税率等を乗じて得た額との合計額とする。

給水装置の改造工事（メーターの口径を増すものに限る。）を行う場合は、当該改造工事に係る次表のメーター口径の金額と当該改造工事前に設置されていたメーター口径の金額との差額に消費税率等を乗じて得た額とする。

メーターの口径	金額（メーター 1 個につき）
13 ミリメートルのもの	150,000 円
20 ミリメートルのもの	200,000 円
25 ミリメートルのもの	450,000 円
40 ミリメートルのもの	1,650,000 円
50 ミリメートルのもの	3,000,000 円
75 ミリメートルのもの	6,750,000 円
100 ミリメートル以上のもの	管理者が別に定める額

(2) 前項 (1) のメーター口径による区分に係らず、貯水槽による給水又は、直結増圧式により給水を受ける共同住宅については、1 戸当たり 150,000 円に消費税率等を加算した金額とする。（既存建物の改造で、戸数が増加する場合を含む。）

(3) 貯水槽による給水又は、直結増圧式による給水を受ける店舗・事務所等については、設置するメーター口径に消費税率等を加算した金額とする。

(4) 水道利用加入金の特例

(ア) 市内に居住する給水装置の所有者が、公共事業のために住居を移転することに伴い、給水装置の新設を行う場合、それまでの給水装置の撤去を条件に、(1)に記載したメーター口径に該当する給水装置の加入金相当額を減額する。ただし、口径を縮小した場合の差額は還付しない。

(イ) 共同住宅に設置される附帯栓設備で、入居者が共同で使用するもの(散水栓等)については、免除申請の提出により水道利用加入金が免除されるものがある。

(ウ) 現市民特例

3年前から引き続き市内に居住している個人が、自己住居を新築する場合は、現市民特例として75,000円に消費税及び地方消費税を加算した額を減額する。

(5) 水道利用加入金の納付期限

給水装置工事の着手までに納入しなければならない。

4 負担金

(1) 管理者が、給水装置工事申込により新たに配水管その他の水道施設(以下「配水管等」という。)の設置を必要と判断したとき(既設の配水管等が設置されていてもその能力が限界に達している場合を含む。)は、配水管等の工事費の範囲内において、申込者から工事費負担金を徴収する。ただし、申込者が管理者の承認を受けて当該工事を行う場合は、この限りではない。

(2) 前項の規定による負担金の額は、管理者が定め前納とする。管理者は、工事完了後工事負担金の精算を行い、過不足が生じたときは、追徴又は還付を行う。ただし、官公署の申込み又は、管理者が特に認めたものについては、この限りでない。